

第8次糸満市行政改革大綱

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

糸満市

目 次

第1章 行政改革大綱策定の趣旨

第1節 行政改革の必要性	1
第2節 これまでの行政改革の取り組み	1

第2章 本市の財政状況と人口推計

第1節 歳入の状況	4
第2節 歳出(義務的経費)の状況	5
第3節 経常収支比率の状況	6
第4節 実質公債費比率の状況	6
第5節 人口推計	6

第3章 行政改革大綱の基本的な考え方

第1節 大綱の位置づけ	8
第2節 行政改革の基本方針	8
第3節 推進期間	9
第4節 推進体制	9
第5節 実施計画(実行プラン)の策定	10
第6節 推進方法	10

第4章 行政改革の取組項目

第1節 市民とともに進む協働のまちづくり	
(1) 市民と行政及び市民間や団体間の連携	11
(2) 透明性の高い行政運営の推進	11
第2節 変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成	
(1) 機能的な組織・機構の構築	11
(2) 職員の定員管理及び給与制度・運用の適正化	11
(3) 人材育成の推進	11
第3節 持続可能な安定した財政基盤の確立	
(1) 持続可能な安定した行政経営	
① 行政のデジタル化の推進	12
② 効率的かつ効果的な行政経営	12
(2) 歳入	
① 歳入の確保	12
② 市税の適正課税と収納強化	12
(3) 歳出	
① 補助金等の適正化	13
② 特別会計の健全化及び扶助費の適正化	13
用語の説明(参考)	14

第 1 章 行政改革大綱策定の趣旨

第 1 節 行政改革の必要性

本市は、これまで7次にわたる行政改革の取り組みを実施してきたことにより、自主財源の根幹である市税収納率の向上や実質公債費比率(※1)の改善など一定程度の効果を上げてきました。

しかしながら、財政の硬直性を表す経常収支比率(※2)は、令和元年度は 92.8%であり、県内都市平均の 90.6%を大きく上回る状況にあります。また、医療費や福祉関係経費を含む社会保障費が大幅に増加していることに加え、会計年度任用職員制度(※3)の施行などに伴う財政需要が生じているとともに、令和3年度には沖縄振興特別推進交付金制度(※4)の終期を迎えることになっております。

このことから、糸満市財政計画では、令和2年度から令和6年度における中期的財政見通し(以下「中期的財政見通し」という。)において、所要の対策を講じたうえでも、各年度において多額の収支不足が生じるという厳しい予測がされております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済は大きな打撃を受けており、それに伴う市税収入等の減少と立て直しを図るための歳出の増加により、財政状況はいっそう厳しさを増しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新しい生活様式(※5)を始めとして社会全体が大きな変化を求められる中、行政手続のオンライン化や押印廃止など行政のデジタル化の必要性が高まっており、組織を横断した対応が重要になっています。

そのため、各種施策や事務事業(※6)の検証を行い、職員一人ひとりが市の抱える課題や厳しい財政状況を正しく理解したうえで、これまで以上に徹底した事務事業の「選択と集中」を行うことにより、持続可能な安定した財政基盤を確立していく必要があります。

また、活力ある糸満市であるためには、自治会などの地域コミュニティを元気にするための取り組みを推進するとともに、まちづくりに取り組む市民や団体と協働しやすい体制づくりに努めていく必要があります。

さらに、少子高齢化の進展、情報通信技術の発達など本市を取り巻く環境は年々変化しており、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには、変化に柔軟に対応できる組織体制の構築や人材の育成を図るなど、引き続き行政改革の取り組みを行っていくことが必要となります。

第 2 節 これまでの行政改革の取り組み

本市では、昭和 60 年に糸満市行政改革推進本部を設置し、昭和 61 年の「糸満市行政改革推進大綱」の策定により、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、職員給与の適正化等の行政改革の取り組みを開始しました。その後も、平成2年の「糸満市行政改革大綱」をはじめとして、数次にわたる行政改革大綱を策定し、民間委託の推進、行政経費の節減合理化、地方分権時代を担う職員の育成等に取り組んできました。

さらに、平成 17 年度から平成 21 年度の期間に集中的に行政改革を実施するため「糸満市集中改革プラン(※7)」を策定し、定員管理の適正化、指定管理者制度の導入等を推進してきました。

平成 23 年には「第6次行政改革大綱」を策定し、市民と行政が一体となった「つながりの豊かなまち」を将来像として掲げる「第4次糸満市総合計画」を円滑に推進するとともに、高度化・多様化する行政ニーズに即した質の高い行政サービスを提供するため、引き続き行政改革に取り組んできました。

これまでの行政改革の取り組み

名 称	期 間	主な取組内容
糸満市行政改革推進大綱 (第1次)	昭和61年3月31日～ 平成2年3月31日	(1) 事務事業の見直し (2) 組織・機構の簡素合理化 (3) 給与の適正化 (4) 定員管理の適正化 (5) 民間委託・OA化等の推進 (6) 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化
糸満市行政改革大綱 (第2次)	平成2年4月～ 平成7年2月	(1) 事務事業の見直し (2) 組織機構の合理化 (3) 給与の適正化 (4) 定員管理の適正化 (5) OA化等の推進 (6) 民間委託の推進
糸満市行政改革大綱 (第3次)	平成7年3月～ 平成13年3月	(1) 事務事業の見直し (2) 組織機構の合理化 (3) 給与の適正化 (4) 定員管理の適正化 (5) OA化等の推進 (6) 民間委託の推進 (7) 通学区域の再編見直し
糸満市行政改革大綱 (第4次)	平成13年度～ 平成17年度	(1) 事務事業の見直し (2) 時代に即応した組織・機構の見直し (3) 外郭団体の見直し (4) 定員及び給与の適正化 (5) 人材の育成と確保 (6) 行政の情報化等行政サービスの向上 (7) 公正の確保と透明性の向上 (8) 経費の節減合理化等財政の健全化 (9) 会館等公共施設の効率的管理運営 (10) 公共工事の経費削減 (11) 広域行政の推進
糸満市集中改革プラン	平成17年度～ 平成21年度	(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合 (2) 指定管理者制度の活用 (3) 民間委託の推進 (4) 定員管理の適正化 (5) 給与の適正化 (6) 定員管理・給与の公表 (7) 第三セクター等の見直し (8) 経費節減等の財政効果 (9) 地方公営企業の経営健全化
第5次糸満市行政改革大綱	平成18年度～ 平成22年度	(1) 行政の担うべき役割の重点化 (2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織 (3) 定員管理及び給与の適正化 (4) 人材育成の推進 (5) 公正の確保と透明性の向上 (6) 電子自治体の推進 (7) 自主性・自立性の高い財政運営の確保 (8) 広域行政の推進

第 6 次糸満市行政改革大綱	平成 23 年度～ 平成 27 年度	(1) 地域協働の推進 (2) 機能的な組織・機構の確立 (3) 人材育成の推進 (4) 歳入の確保 (5) 経費の節減合理化による歳出の抑制 (6) 補助金の整理合理化 (7) 幼保連携による有効性向上 (8) 電子自治体の推進
第 7 次糸満市行政改革大綱	平成 28 年度～ 令和 2 年度	(1) 地域協働の推進 (2) 機能的な組織・機構の確立 (3) 定員適正化及び人件費の抑制 (4) 歳入の確保 (5) 税収入の適正化 (6) 経費の節減合理化による歳出の抑制 (7) 特別会計及び扶助費対策 (8) 電子自治体の推進

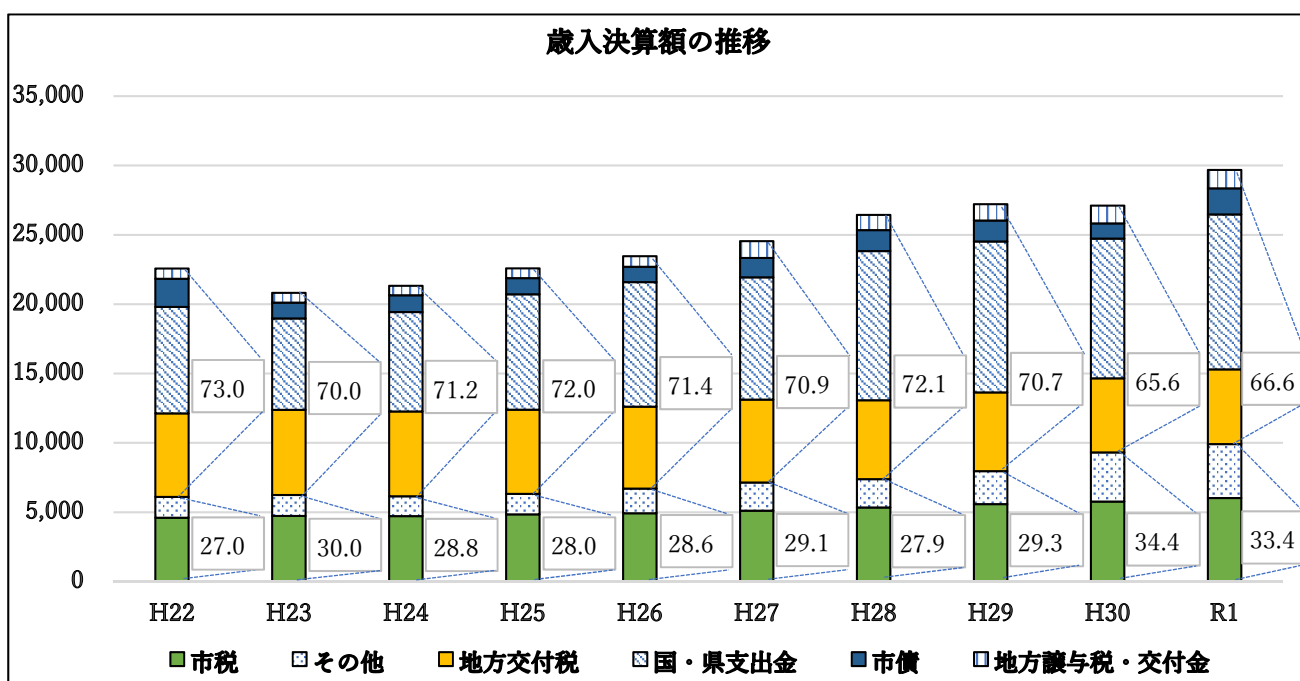
第2章 本市の財政状況と人口推計

第1節 歳入の状況

自主財源(※8)の根幹をなす市税収入は、近年の景気動向を反映して、令和元年度までの直近10年間に於いて増加傾向にあります。しかしながら、令和元年度の歳入総額に占める自主財源の割合は33.4%にとどまっており、依然として財源の大半を国・県支出金や地方交付税(※9)等に依存した財政構造になっています。

また、今後数年間については、新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済や雇用環境等の悪化による市税収入等の落ち込みが予想されており、これまでのような歳入の増加傾向は見通しにくい状況にあることから、新たな自主財源の確保を検討する必要があります。

(単位: 百万円、%)



(単位: 百万円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1.市税	4,604	4,735	4,716	4,843	4,924	5,109	5,337	5,588	5,764	6,026
2.その他	1,497	1,511	1,433	1,484	1,776	2,030	2,050	2,378	3,548	3,883
3.地方交付税	6,023	6,133	6,114	6,061	5,914	5,984	5,688	5,670	5,339	5,393
4.国・県支出金	7,679	6,591	7,173	8,330	8,983	8,819	10,760	10,892	10,083	11,174
5.市債	2,026	1,149	1,215	1,163	1,108	1,397	1,508	1,506	1,098	1,878
6.地方譲与税・交付金	749	700	674	700	753	1,202	1,098	1,182	1,276	1,328
合計	22,578	20,819	21,325	22,581	23,458	24,541	26,441	27,216	27,108	29,682

(単位: %)

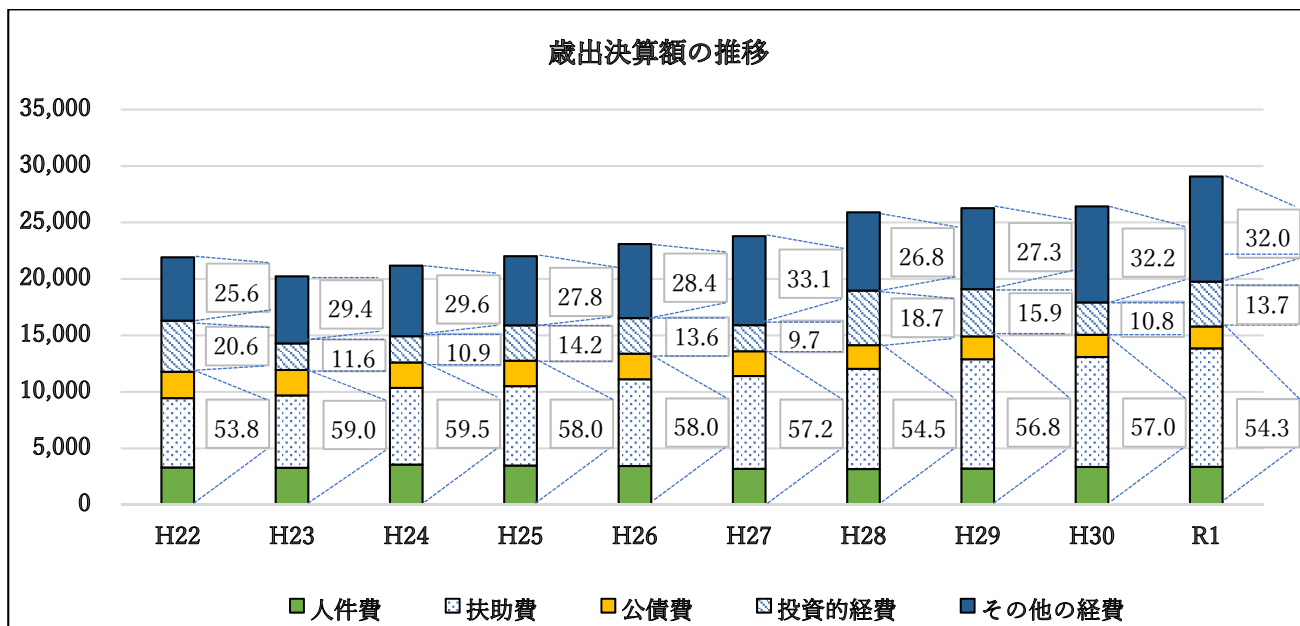
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
自主財源 (1+2)	27.0	30.0	28.8	28.0	28.6	29.1	27.9	29.3	34.4	33.4
依存財源 (3+4+5+6)	73.0	70.0	71.2	72.0	71.4	70.9	72.1	70.7	65.6	66.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第2節 歳出（義務的経費）の状況

歳出総額に占める義務的経費（※10）（人件費、扶助費（※11）、公債費（※12））の割合は、令和元年度までの直近10年間に於いて、増減にばらつきはあるものの横ばい傾向にあります。令和元年度の歳出総額に占める義務的経費の割合は54.3%であり、平成22年度と比べ0.5%高く、金額にして40億1800万円余りの増額となっており、依然として財政構造は硬直化傾向にあります。

特に、扶助費については、歳出総額に占める割合が増加傾向にあり、少子高齢化の進展等に伴い、今後さらなる増加が見込まれていることから、適正化に取り組む必要があります。

（単位：百万円、％）



（単位：百万円）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1.義務的経費（①+②+③）	11,776	11,936	12,610	12,760	13,387	13,603	14,129	14,918	15,060	15,794
①人件費	3,308	3,280	3,556	3,475	3,433	3,185	3,160	3,209	3,345	3,362
②扶助費	6,129	6,406	6,794	7,036	7,685	8,213	8,874	9,672	9,741	10,485
③公債費	2,339	2,250	2,260	2,249	2,269	2,205	2,095	2,037	1,974	1,947
2.投資的経費	4,524	2,348	2,316	3,136	3,144	2,300	4,840	4,177	2,856	3,973
3.その他の経費	5,619	5,942	6,258	6,121	6,556	7,887	6,930	7,177	8,510	9,308
合計	21,919	20,226	21,184	22,017	23,087	23,790	25,899	26,272	26,426	29,075

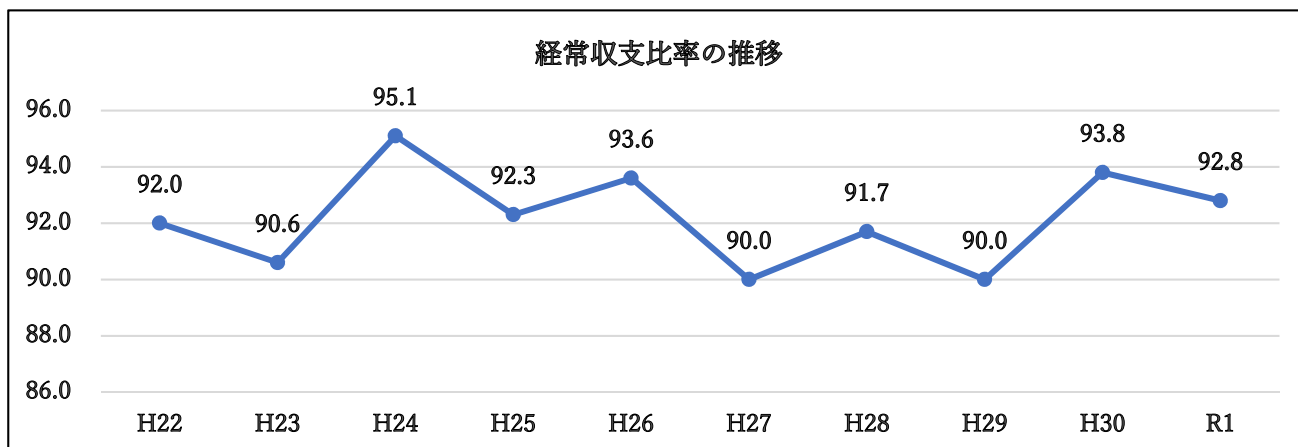
（単位：％）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1.義務的経費（①+②+③）	53.8	59.0	59.5	58.0	58.0	57.2	54.5	56.8	57.0	54.3
①人件費	15.1	16.2	16.8	15.8	14.9	13.4	12.2	12.2	12.6	11.6
②扶助費	28.0	31.7	32.1	32.0	33.3	34.5	34.3	36.8	36.9	36.0
③公債費	10.7	11.1	10.6	10.2	9.8	9.3	8.0	7.8	7.5	6.7
2.投資的経費	20.6	11.6	10.9	14.2	13.6	9.7	18.7	15.9	10.8	13.7
3.その他の経費	25.6	29.4	29.6	27.8	28.4	33.1	26.8	27.3	32.2	32.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第3節 経常収支比率の状況

財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は、令和元年度までの直近 10 年間に於いて、増減にばらつきはあるものの高止まり傾向にあります。中期的財政見通しにおいては、各年度とも 90%を上回る見通しとなっており、財政状況は依然として硬直化傾向にあることや、緊急時の支出に対応する必要な財源(財政調整基金(※13)等)が不足する状況も予測されるため、今後も自主財源の確保と歳出削減への取り組みを行っていく必要があります。

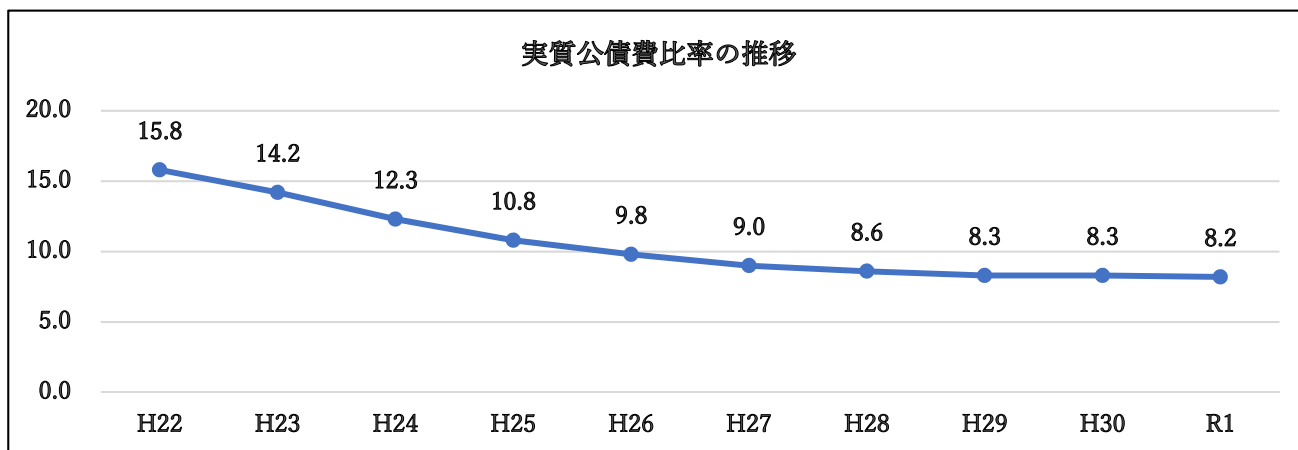
(単位:%)



第4節 実質公債費比率の状況

公債費及び公債費に準ずるものによる財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率は、令和元年度までの直近 10 年間に於いて減少傾向にあるものの、中期的財政見通しにおいては、8%台での推移が見込まれています。健全な財政運営を図るため、地方債の発行に当たっては後年度の財政負担に留意し、十分な検討を行ったうえで借入れを行う必要があります。

(単位:%)

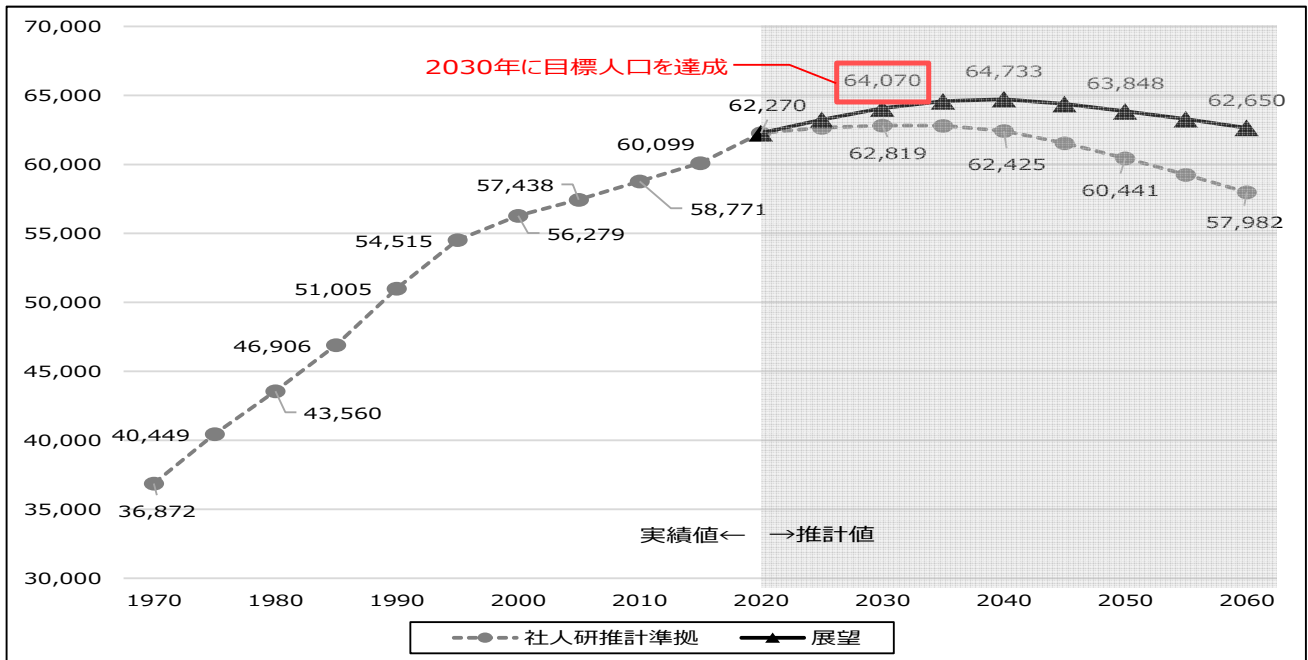


第5節 人口推計

本市の令和2年9月末日現在における住民基本台帳人口は 62,270 人であり、増加傾向にあります。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、令和 12 年をピークに減少傾向に転じ、40 年後の令和 42 年にはおよそ 58,000 人程度まで減少する推計となっています。

また、年少人口(0~14 歳人口)と生産年齢人口(15~64 歳人口)は減少傾向である一方、老年人口(65 歳以上人口)は増加傾向にあることが見込まれています。そのため、少子高齢化の進展に伴い、将来的には社会保障費の更なる増加と市税収入の減少が懸念されています。

糸満市の将来人口の展望(総人口)



出典: 第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略

※各年住民基本台帳人口(1970年～2000年は12月末人口、それ以降は9月末人口)

※社人研推計準拠は、社人研の推計の基準年人口を2020年の住民基本台帳人口に置き換えて推計したもの。

第3章 行政改革大綱の基本的な考え方

第1節 大綱の位置づけ

本大綱は、第5次糸満市総合計画に掲げる将来像（「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」）やまちづくりの基本姿勢を推進し、変化に対応しながら効率的かつ効果的な行政運営を実施するために必要な基本方針や取組内容を定めたものです。



※行政改革と総合計画の関係イメージ図

上記は、第8次行政改革大綱の実行により、行政を効率化するとともに、持続可能なまちづくり（新たな施策への展開）のために必要な財源等の政策資源を確保していく考え方を示したものです。

第2節 行政改革の基本方針

(1) 市民とともに進む協働のまちづくり

市民のための市民によるまちづくりを実現するため、市民同士による協働の仕組みや市民と行政が連携する仕組みを構築し、協働のまちづくりを推進していきます。推進に当たっては、市民と価値観を共有し、市民目線に立った行政の運営を行うことが重要であることから、市民が主体的にまちづくりに参画できる機会の充実に取り組みます。

また、市の取り組みや課題など各種情報をまちづくりの主役である市民に積極的かつわかりやすく発信することで市民に対する説明責任を果たすとともに、市民と情報を共有することにより信頼関係を醸成し、透明性の高い行政運営を推進していきます。

(2) 変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成

少子高齢化の進展や情報通信技術の発達などの社会経済情勢の変化及び様々な行政課題や緊急事態に柔軟に対応できるようにするため、部門間等の横断的な連携を強化し効率的で機動力に優れた組織体制の構築に努めるとともに、職員数の適正管理を図ります。

また、高度化・多様化する市民ニーズに即した質の高い行政サービスを提供するため、人材育成基本方針に基づき職員の意識改革や能力開発を図ることにより、変化に柔軟に対応できる人材の育成を推進するとともに、事務事業の見直しに取り組みます。

(3) 持続可能な安定した財政基盤の確立

限られた財源の中、高度化・多様化する市民ニーズや様々な行政需要に対応するため、引き続きふるさと応援寄附金の増加に向けた取り組みを推進するとともに、ネーミングライツ(※14)の導入や保有する市有財産の有効活用等による歳入の確保に努めながら、行政コストに相応する受益者負担を求めるため、使用料及び手数料の適正化に取り組みます。

また、自主財源の根幹をなす市税収入を適切に確保するため、課税客体を的確に把握し、適正な課税を行うとともに、納付しやすい環境の構築や滞納整理事務を強化することにより、市税収納率の向上に向けた取り組みを推進し、安定した財政基盤の確立を図ります。

さらに、安定的かつ持続的に質の高い行政サービスを提供していくためには、限られた財源や人材などの行政資源を効率的かつ効果的に活用する行政運営が必要であることから、事務事業の見直しによる経費の節減合理化を図るとともに、情報通信技術の利活用、PPP/PFI(※15)などによる民間活力導入及び事務(※16)の広域連携等を通じた業務の効率化を図ることにより、捻出された財源や人的資源をより重要かつ責務を伴う業務や価値を創造する業務に振り向け、質の高い行政サービスの提供に努めます。

加えて、歳出削減のため、各特別会計の健全化による一般会計からの繰出金の抑制や扶助費の適正化に取り組みます。

第3節 推進期間

本大綱の推進期間は、第5次糸満市総合計画の内容と整合性を図るため、基本計画の見直しに合わせて令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

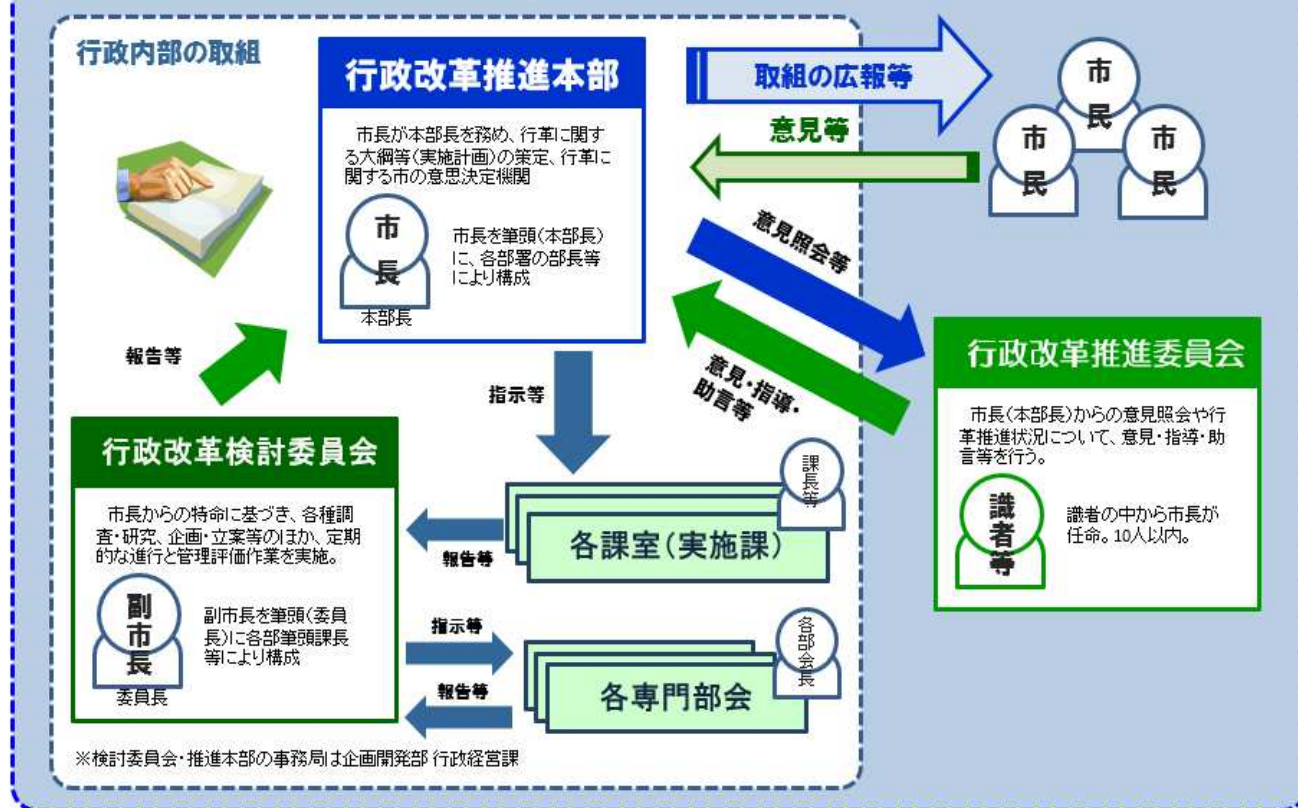
ただし、この間の社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、推進期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

第4節 推進体制

行政改革の推進を図るため、市長を本部長とし、副市長・全部長等で構成される「糸満市行政改革推進本部」を中心に、「糸満市行政改革検討委員会」や各課において進捗管理を行い、全庁的に取り組んでいきます。

また、外部の視点を取り入れてより効果的に行政改革に取り組むため、学識経験者等から構成される「糸満市行政改革推進委員会」に進捗状況を定期的に報告し、必要な指導・助言等を受けるとともに、行政改革に反映させるよう努めます。

第8次糸満市行政改革



第5節 実施計画（実行プラン）の策定

行政改革を着実に実施していくため、本大綱に基づき具体的に取り組んでいく項目を定めた実施計画(実行プラン)を策定します。

第6節 推進方法

実施計画(実行プラン)で定めた取組項目について、毎年度 PDCA サイクル(Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善))に基づく進捗管理を行い、検証結果を踏まえた改善事項を取り組みに反映させることにより、行政改革を推進していきます。

また、その内容をホームページ等により、公表していきます。

第4章 行政改革の取組項目

第1節 市民とともに進む協働のまちづくり

(1) 市民と行政及び市民間や団体間の連携

地域が抱える様々な課題を解決するためには、市民と行政の信頼関係のもと、共通の目標に向かってそれぞれの役割と責任を自覚した連携を行っていくことが必要です。そのため、活動を行う個人や団体への支援・相談を行う市民活動支援センターの機能を充実させるなど、市民が主体的にまちづくりに参画できる機会を拡充し、市民と行政との連携及び市民間や団体間の連携を強化して協働のまちづくりを推進します。

特に、防災・減災には行政のみではなく、平時からの地域住民や企業など地域全体での取り組みが必要不可欠であることから、地域の安全・安心を支える消防団員の確保と消防団の活性化や自主防災組織の結成支援に取り組みます。

(2) 透明性の高い行政運営の推進

協働のまちづくりを進めていくためには、市の取り組みや課題などの各種情報を市民と共有し、行政に対する関心を高めることにより、市民の主体的なまちづくりへの参画を促していくことが重要です。そのため、各種計画や調査報告などの行政資料を積極的かつわかりやすく公開し、市民に開かれた透明性の高い行政運営を推進します。

第2節 変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成

(1) 機能的な組織・機構の構築

高度化・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に柔軟に対応した質の高い行政サービスを提供するため、組織を横断した連携が円滑に図られ、かつ効率的で機動力に優れた行政の構築に向けて、組織・機構の見直しを行います。

また、各種委員会・審議会の開催の在り方を検証するなど、効率的かつ効果的な組織運営が図れるよう努めます。

(2) 職員の定員管理及び給与制度・運用の適正化

行政サービスの低下を招くことなく高度化・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に伴う行政需要に柔軟に対応できるようにするため、民間活力の活用や事務事業の見直し及び組織・機構の見直し等による職員の適正配置に取り組むとともに、適正業務量を把握したうえで職員定員適正化計画を策定します。

また、各種手当を含む給与については、人事院勧告など国・県の動向及び他自治体の状況等を踏まえながら、必要な見直しを適宜行い、引き続き適正化に取り組めます。

(3) 人材育成の推進

高度化・多様化する市民ニーズに即した質の高い行政サービスを提供するためには、職員一人ひとりの意識や能力の更なる向上が必要であるとともに、市民目線に立ったスピード感やコスト意識等を持つことが求められます。そのため、引き続き人材育成基本方針に定める研修の計画的な実施や地方創生人材支援制度(※17)の活用など、人材育成・能力開発を促す組織風土の確立を図ります。

また、性別や障がいの有無に関わらず働きやすい環境の整備や、女性職員の活躍の場を広げるための積極的な管理職への登用を図るとともに、人事評価制度(※18)の適正な運用に努めます。

第3節 持続可能な安定した財政基盤の確立

(1) 持続可能な安定した行政経営

① 行政のデジタル化の推進

行政においてもデジタル化の必要性が高まっており、市民の利便性向上と業務の効率化を図る観点から、デジタル技術や情報通信技術の利活用を推進し、業務プロセスやシステムの標準化等に取り組むとともに、業務効率化により捻出された人的資源をより価値を創造する業務に振り向け、行政サービスの質の向上に取り組めます。

引き続き、行政手続のオンライン化を促進するマイナポータル・ぴったりサービス(※19)を活用することなどにより、市民の利便性向上や行政手続のコスト削減を推進するとともに、市民講座の開催などを通じてスマートフォンやタブレットの使い方について普及啓発を図ります。

さらに、費用対効果を勘案しながら行政のデジタル化を推進するため、先進自治体の取組状況を把握し、中堅職員を活用した横断的プロジェクトチームの設置を行うなど組織体制の強化を図っていきます。

② 効率的かつ効果的な行政経営

厳しい財政状況の中、持続可能な行政サービスを提供していくため、他市町村との事務の広域化の検討を含め最少の経費で最大の効果を挙げることを意識しながら事務事業の成果・コスト等について行政評価(※20)を実施し、「選択と集中」により必要性や成果が低いものについてはスクラップ・アンド・ビルドの視点による見直しを行います。

また、行政手続における押印の見直しに取り組むとともに、窓口サービス見直しの検討を行い、業務の円滑な実施や効率化に取り組めます。

さらに、今後は老朽化した施設の大規模改修や建て替えに係るコストが大幅に増大することが見込まれていることから、公共施設の更新の必要性や他市町村との広域化の検討を含め修繕・更新に係るコストの削減及びその負担の平準化を図ります。

加えて、指定管理者制度(※21)やPFIなどPPPの推進による民間の資金及びノウハウの活用や各種基金の計画的な運用に向けての取り組みなどにより、行政サービスの向上と経費の節減合理化を図り、効率的かつ効果的な行政経営に取り組めます。

(2) 歳入

① 歳入の確保

自主財源の割合が低く、依然として財源の大半を国・県支出金や地方交付税等に依存した財政構造にあることから、歳入の確保に向けて様々な取り組みを行っていく必要があります。そのため、引き続き未利用市有地等の有効利用やふるさと応援寄附の取り組み推進、市有財産を有効活用したネーミングライツ等による新たな歳入の確保及び受益者負担の観点から使用料・手数料の適正化に取り組むとともに徴収を強化していきます。

② 市税の適正課税と収納強化

多様化する市民ニーズに応える行政運営を安定的に行うためには、自主財源の根幹をなす市税

収入を安定的かつ適正に確保していくことが必要です。そのため、関係機関等との連携強化や現地調査により、課税客体を的確に把握し適正な課税に努めるとともに、支払方法の多様化による納税者の利便性向上や滞納整理事務の強化など収納率の向上を図ります。

(3) 歳出

① 補助金等の適正化

各種補助金等については、公益性、費用対効果、公平性等を常に検証するとともに、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化を踏まえながら、公費を支出する必要性や費用対効果が低い事務事業等については、補助金等の見直しを行うなど適正化を図ることにより、限られた財源をより必要性の高い施策に振り向けられるよう努めます。

② 特別会計の健全化及び扶助費の適正化

一般会計と区分して経理する農業集落排水事業、国民健康保険事業、介護保険事業等の特別会計については、安定的な運営のため、歳出の適正化や事務事業の効率化による財政の健全化に取り組むとともに、市民の公平負担の観点から一般会計からの繰出金の抑制に努めます。

特に、農業集落排水事業については、公営企業会計への移行に取り組みます。さらに、使用料については、事務事業の進捗管理の中において、下水道使用料との均衡を図っていきます。

地方公営企業である水道事業会計及び下水道事業会計については、独立採算制の原則に基づき、広域化を含め経営戦略(※22)による経営健全化を図ります。とりわけ下水道事業会計については、適正な受益者負担の観点から、下水道使用料の見直しを行います。

また、生活保護費については、その約半分を占める医療扶助費の適正化に向けて、レセプト点検や健康管理支援等を進めていきます。

用語の説明（参考）

実質公債費比率（※1）

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。

経常収支比率（※2）

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源が、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費にどの程度使われているかを示す割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

会計年度任用職員制度（※3）

臨時職員・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、令和2年4月から新たに創設された制度。

沖縄振興特別推進交付金制度（※4）

沖縄振興に資する事業を、沖縄県や市町村の主体的な選択に基づき、実情に即した的確かつ効果的な実施を図ることを目的として、平成24年度に創設された交付金制度。同制度の創設により、全国一律の制度・施策では十分に解決できない沖縄の特殊性に基因する課題の解決に向けた事業を実施することが可能になった。

新しい生活様式（※5）

長期間にわたって新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話への対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式。

事務事業（※6）

政策（行政課題に対する基本的な方針）や施策（基本的な方針を実現するための具体的方策や対策）を具体的に実現するための個々の行政手段。

糸満市集中改革プラン（※7）

総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、行政改革を集中的に推進していくために平成17年度から平成21年度を計画期間として定められた計画。

自主財源（※8）

市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などのように、市が自ら徴収または収納できる財源。

地方交付税（※9）

地方公共団体の財源の不均衡を調整し、一定の行政水準を維持できるようにするため、各地方公共団体に標準的な基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもの。

義務的経費（※10）

支出が義務的で任意に節減できない経費。人件費、扶助費、公債費が該当する。

扶助費（※11）

生活困窮者、高齢者、児童、障がい者等に対して、主に法令に基づき行っている様々な支援に要する経費。生活保護費、障害者自立支援給付費、保育所運営費などが該当する。

公債費 (※12)

市の借入金の返済に要する経費。

財政調整基金 (※13)

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

ネーミングライツ (※14)

民間団体等との契約により、スポーツ施設や文化施設などの公共施設に企業名や商品名の愛称を付与させる代わりに、当該団体から対価を得て、施設の運営・管理に役立てる方法。

PPP/PFI (※15)

PPP(Public Private Partnership:パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは公共サービスの提供に民間が参画する(連携する)手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

PFI(Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法であり、PPPの代表的な手法のひとつ。

事務 (※16)

仕事とほとんど同意義に用いられる。その内容は、人間の生活において、利益を保持し、または増進するようなすべての事柄を含む。

地方創生人材支援制度 (※17)

平成 27 年度に内閣府が創設した、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣する制度。

人事評価制度 (※18)

任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価に関する制度。

マイナポータル・ぴったリサービス (※19)

政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイト。

行政評価 (※20)

行政の透明性を高め、効率的で効果的な行政運営の実現のため、政策や事務事業について、必要性・効果性・効率性等の観点から評価し、その結果を政策決定や予算編成等に反映していくための手段。

指定管理者制度 (※21)

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成 15 年6月の地方自治法改正により創設された制度。

経営戦略 (※22)

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。